

平成24年度「救急業務のあり方に関する検討会」報告書の概要

救急企画室

1 はじめに

「救急業務のあり方に関する検討会（以下、「検討会」という。）」は、今後も見込まれる救急需要の増大に対し、救急業務のあり方全般について必要な研究・検討を行い、救命効果の向上を図ることを目的に設置され、平成24年度は山本保博東京臨海病院院長を座長に計3回にわたって開催された。以下その内容について概説する。

2 検討会の背景・検討事項

平成23年中における全国の救急業務の実施状況については出動件数が570万件を超え、前年と比較して約24万件（4.5%）増加し、搬送人員も518万人（前年比約20万人、4.1%増）となり、ともに過去最多を記録した。

また、119番受信から救急車が現場に到着するまでの時間についても全国平均で8.2分となり過去最長を記録するなど、今後も救急需要の増大が見込まれる中、救急業務を取り巻く諸課題やそれに対する対応策を検討し、必要な制度の見直し等を行うことが求められている。

このような背景の中、平成24年度検討会では以下の項目について検討を行った（図表1）。

3 救急業務の高度化（ICTの活用）

救急出動件数が過去最高を記録する中ICTを活用することで迅速かつ適切な搬送に繋げる取組みが全国で実施されている。検討会では各地の先進事例の実態調査を行い、その機能に着目してシステムの分類を行った（図表2）。

実態調査によると、実施基準におけるICTの活用が47都道府県中18団体で進められ、このうち8団体ではタブレット型情報通信端末を活用した情報共有や携帯メールによる情報発信など積極的な活用が図られていた。

ICTの活用については個人情報の取り扱いなどいくつかの課題も挙げられるが、医療機関や消防機関等で救急活動上の課題を整理し、地域のニーズや特性に合致したシステムの構築が望まれる。

4 消防と医療の連携

実施基準の運用状況等を通じた消防と医療の連携について、実施基準の見直し状況については、半数以上の都道府県で実施済みあるいは見直し予定としており、各地域で必要となる見直しが図られている現状が分かった。

図表1 平成24年度の主な検討内容

検討会	作業部会
①救急業務の高度化 ・医療機関と連携を行う「ICTを活用した救急活動」について	①救急救命士資格を有する職員の教育のあり方 ・指導的立場の救急救命士について ・救急ワークステーション方式について
②消防と医療の連携 ・傷病者の搬送及び受け入れに関する実施基準の運用状況	②救急隊員の資格を有する職員の教育のあり方 ・救急隊員の技能維持・向上に関する教育のあり方について
③応急手当の普及促進 ・救急入門コースやe-ラーニング等応急手当講習の実施状況	③通信指令員の救急に係る教育のあり方 ・口頭指導要領について ・救急指令業務に関する教育のあり方について
④救急出動件数等の将来予測 ・救急出動件数と搬送人員の将来予測	









図表2 救急業務におけるICTシステムの機能別分類

分類	主な機能
医療機関情報共有型 (応需情報等)	従来の応需システム等に入力された病院の受入可否情報を基に、実施基準に即したリアルタイムでの病院選定を支援するもの
傷病者情報共有型 (画像伝送等を含む)	搬送時、救急隊が入力した傷病者情報を救急隊と医療機関で共有することにより、病院側の受入体制の整備等を可能とするもの(画像伝送システム等を含む)
搬送実績情報共有型	搬送後、救急隊が入力した搬送病院などの情報(照会・搬送実績)を、各消防機関や医療機関の間で共有し、医療機関選定に活用するもの
緊急度判定支援型	救急隊員が、救急現場において傷病者を観察して得られたバイタルサイン等を端末に入力することにより、緊急度の判定を支援するもの
情報出力対応型 (レポートングシステム等)	救急活動中に入力された情報を「救急活動記録票」等にデータ出力し、救急隊員の事務負担を軽減し、業務の効率化を図るもの
複合型	上記機能を複数有するもの

また、実施基準に係る運用上の改善や工夫等を行ったかどうかについても、半数以上で実施済みあるいは実施予定との回答があった。

この中では、実施基準の改正や見直し等により、病院選定困難事例の減少や病院交渉時間の短縮など、既に具体的な効果があったとする都道府県のほか、今後、取組も含め具体的な検証等を行っていくとした都道府県もあることから、この度の検討会で明らかにした他団体の取組などを参考に、地域の課題解決に向け、早急に具体的な改善に向けた取組が図られる必要がある。

5 応急手当の普及促進

救急出動要請から救急隊が現場に到着するまでに要する時間が年々延長する中、市民等による応急手当が適切に実施された場合には大きな救命効果が得られることから、消防として積極的に応急手当の普及・促進に取り組んでいく必要がある。

消防庁では、応急手当講習受講者の裾野を広げるため、従来に加えて「救命入門コース」の新設や「e-ラーニングによる講習」を推奨し、今回、全国7カ所で行われた普及促進研究事業の取組報告では、救急入門コースとして子どもを対象とした応急手当普及への取組や広く地域住民を対象とした取組などが報告された。また、e-ラーニング講習についても、子どもに特化したコンテンツの開発や、受講を促すための工夫などが報告された。

今後、入門コース等の受講者をいかに普通救命講習受講につなげていくのか、また、受講率の向上に向けたe-ラーニングへの取組など、消防庁として引き続き課題解決に向けた取組を推進していく必要がある。

6 救急業務に携わる職員の教育のあり方

(1) 救急救命士の資格を有する職員の教育のあり方

救急救命士の教育のあり方については、再教育を行うべき救急救命士の増加により、消防本部においては再教育に要する「財政的負担」と合わせて「警防人員の確保」といった現実的な問題を抱えており、また、医療機関にとっても、医師・看護師を含めた指導者の確保等、一定の負担が生じるなどの課題がある。

これら課題に対応するため、経験豊富な救急救命士が他の者を指導する「指導的立場の救急救命士」の必要性が論じられてきた。

検討会では指導的立場の救急救命士の“要件”や“養成方法”、“必要となる教育”等について検討を行ったが、実施に向けて引き続き詳細な検討を進めていくこととしている。

また、救急ワークステーションについては「施設設置型」と「病院派遣型」の2つの方式で普及が図られており、それぞれの利点と課題について比較、検討した。

「施設設置型」の方が指導体制としては優れている反面、設置については財政的な課題があり、設置にあたっては管内の協力医療機関の改築や移転等に合わせて、あらかじめ検討されておくことが望ましい。

また、「病院派遣型」については、比較的小規模の消防本部でも実施しやすいことから今後も普及が予測されるが、実施にあたっては、より実のある研修に結びつけていくために、消防職員のコーディネーター等の配置が望まれる。

(2) 救急隊員の資格を有する職員の教育のあり方

救急救命士については、再教育に必要な時間等が示されているが、その他の救急隊員については、教育の必要性などは示されてきたものの、教育時間やカリキュラムなどは各消防本部の規模や教育体制などにより様々であり、規模等にかかわらず一定の質が担保された教育が実施できるよう検討が必要となっている。

今回、救急隊員に必要な生涯教育として、「年度内において必ず実施する項目(必須)」と、「年度内において実施する項目(選択)」を定めると共に、教育時間として年間80単位を必要数として定めた。今後、これらを参考に各消防本部で取組が推進されることが望まれる。

(3) 通信指令員の救急に係る教育のあり方

「日本版(JRC)蘇生ガイドライン2010」では、通信指令員による口頭指導の重要性が述べられている。

口頭指導を行うにあたっては、通報から心停止を識別する技能やCPR指導の実効性、迅速性を高めるため、医学的な知識の習得が不可欠である。しかしながら、今まで国として救急に係る教育について全国統一的な指針

ア 年度内において必ず実施することが望ましい教育項目 ※計50単位

区分	内容	備考
知識	・効果測定	「救急科」内容 ※学科研修(6単位)
観察等	・状況観察・初期評価、血圧、血中酸素飽和度、心電図	「救急隊員が行う応急処置等の基準(告示)」 抜粋・参考
応急処置	口腔内清拭・吸引・咽頭異物除去、用手気道確保、 経鼻エアウェイ、経口エアウェイ、BVMによる人工呼吸・胸 骨圧迫、除細動、酸素吸入、止血、被覆・固定、体位、喉頭展 開・異物除去、自動式心マッサージ器・ショックパンツ	※実技研修(各1単位)
特定行為 準備	・器具気道確保(LM等)の資器材準備 ・気管挿管の資器材準備 ・静脈路確保・薬剤投与の資器材準備	※実技研修(各1単位)
小隊訓練	・内因性想定訓練 ・外因性想定訓練 ・他隊連携訓練(多数傷病者・火災・救助等) ・その他(各消防本部で必要と認める訓練)×2	※図上・実技研修 (各5単位×計5回)

イ 年度内において選択して実施することが望ましい教育項目 ※計30単位

区分	内容	備考
所属研修	・各種プロトコル研修 ・感染防止研修 ・安全管理・危機管理研修 ・接遇・倫理研修 ・救急関係法規研修 ・救急活動事例・症例研究会等 ・メディカルコントロール体制研修 ・災害時における医療機関との相互連携研修 ・傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準研修 ・その他(各消防本部で必要と認める研修)	※集合研修 (2時間で10単位) ×3回程度

を示しておらず、各消防本部において新任通信指令員等
に対してカリキュラム等を定めて救急に係る教育を実施
している例は少ない。

今回、通信指令員に必要な救急に係る教育について検
討を行い、国として初めて、通信指令員に必要となる救
急に係る教育項目を示した。また、口頭指導に必要とな
る指導プロトコルや、導入に繋がる聴取要領についても
「新口頭指導プロトコル」として示している。

今後、このような教育の必要性が認識され、各消防本部
で取組が図られることを期待すると共に、消防庁として
は、教育を実施するにあたって必要となる詳細な教育カ
リキュラム等についてさらなる検討を行う予定としている。

(4) これからの救急隊員教育のあり方

ここまで述べた救急隊員等の教育のあり方について
は、今後、それぞれの職域で取組が実践されることを目
指したものであるが、それぞれの検討事項を関連付け、
消防全体として一貫した教育体制を構築していくこと
は、これからの救急救命士を含んだ救急隊員教育を考え
る上で重要である。

そのためには、救急隊員ごとの役割、目標を明らかにし
た上で、レベルごとの教育カリキュラムの策定が図られて
いくべきであると考え。検討会では、職員の意欲や士気
といったものの醸成につなげると共に、指導的立場の救急

救命士を“スペシャリスト”として位置付け、将来、気概
と能力のある救急救命士の新たな活躍の場、目標とする
「救急隊員習熟段階制教育」を教育方策として示した。

救急業務の法制化から50年を迎えるにあたり、レベ
ル別の教育の必要性について、これからの消防業務にお
ける救急隊員教育の基底の考え方となるよう、消防庁で
引き続き諸課題を検討していくこととしている。

7 おわりに

傷病者の搬送や受入れに関する消防と医療の連携、ま
たICTの活用を始めとした救急業務の高度化、さらに救
急業務の根幹を成す救急隊員の教育のあり方などについ
ては、救急需要の増大等を背景に今後とも継続した調査、
検討、フォローアップが必要であると考え。

今回、報告書で示した様々な検討結果についても、救
命率の向上に資することができるようさらなる検討を進
め、各消防本部での取組の参考となるよう、具体的なア
ウトプットを示してまいりたい。

問い合わせ先

消防庁救急企画室 石岡係長、渡部事務官
TEL: 03-5253-7529